

2021年12月10日

令和4年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 池田潤一郎

本日取りまとめられました令和4年度与党税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」の延長が認められました。

このような結論をいただきましたことは、国会議員の諸先生方および国土交通省ご当局の海運業界に対する深いご理解と多大なるご尽力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

今後も外航海運は、国際競争力の強化を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力してまいります。

令和5年度税制改正においては、「トン数標準税制」、「外航船舶の特別償却制度」、「外航船舶の圧縮記帳（特定事業用資産の買換特例）」などに取り組んでまいりますので、引き続き関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上